

サテライト地震防災センター実施要綱

(趣旨)

第1条 広く県民が自然災害について「知る 備える 行動する」を実践できるよう「自助」の啓発を行うとともに、自主防災会等を中心とした地域の「共助」を高め、防災・減災を目指すことを目的に、市町及び防災人材等と協働した「サテライト地震防災センター」（以下「サテライトセンター」という。）を県内の各地域に一定期間開設するものとし、その実施にあたってはこの要綱に定めるところによる。

(事業内容)

第2条 サテライトセンターは、次の事業を単体又は組み合わせて行うこととする。

(1) 常設展示

- ・パネル（地震、風水害、火山災害等）の展示等による防災啓発
- ・デジタル地震防災センターVR映像（地震・津波・風水害）の災害疑似体験
- ・ダンボールベッドや非常用トイレなどによる避難生活体験 など

(2) 期間内でのスポット研修等

- ・県民や自主防災組織からの防災相談対応
- ・「わたしの避難計画」の作成支援 など
- ・DIGやHUGなどの防災ゲーム
- ・防災講演や研修、パネルディスカッション
- ・地震体験車による地震体験 など

(事業実施の決定)

第3条 サテライトセンターは次の手順により決定する。

- (1) 静岡県（以下「甲」という。）は、サテライトセンターの設置に当たり、市町と調整し、設置のスケジュールを作成する。なお、状況に応じ年度途中でスケジュールを変更することができる。
- (2) 甲は、サテライトセンターを設置する予定の市町（以下「乙」という。）と第2条に規定する事業内容を協議し、協議が整った場合は、様式1により事業実施決定書を乙へ交付する。

(事業の実施)

第4条 サテライトセンター事業の実施は、次のとおりとする。

- (1) サテライトセンターは、前条で規定した事業実施決定書に基づき甲及び乙が連携・協働して実施するものとし、甲は、事業の実施までに、パネル展示における説明内容、機器の取扱い、会場設営にあたっての留意点などについて、乙に説明する。

- (2) 甲は、「静岡県地震防災センター出張展示実施要領」（以下「出張展示実施要領」という。）に定める出張展示キットのうち、乙と協議が整った備品をサテライトセンターに設置する。
- (3) 出張展示用キットの移動及びサテライトセンターへの設置は、その費用負担を含め、甲乙協議の上、決定する。
- (4) 出張展示用キットについては、甲乙協議の上、甲又は乙が、出張展示キットに損傷等がないか、設置後速やかに確認をすることとする。なお、損傷等を発見した場合には、供用前に甲へ内容を連絡するものとする。
- (5) 乙の責に帰すべき事由で、破損、故障した場合は、乙の負担により原状に回復するものとする。
- (6) 甲は、乙と協議の上、出張展示用キットの説明や防災相談等にあたり、ふじのくに防災士などの外部防災人材（以下「説明員等」という。）を活用することができる。
- (7) 甲は、説明員等の報償費及び旅費について、「静岡県サテライト地震防災センターにおける外部防災人材活用に関する取扱要領」（以下「防災人材活用要領」という。）に基づき、支給することができる。
- (8) 乙は、サテライトセンターの実施に合わせ、独自で防災啓発事業を企画し、効果的な防災啓発を行うよう努めるものとする。

（事業実施中の措置）

第5条 甲は、乙と協議の上、乙に対し、サテライトセンターの実施日ごとの利用者数や別に定めるアンケート結果を、事業完了後に甲へ提出することを求めることができるものとする。

- 2 外部人材を活用しその経費を請求する場合は、防災人材活用要領に定める実績報告書のほか、甲の求めに応じ支給に必要な書類を事業完了後に提出する。

（事業の完了後）

第6条 事業完了後、速やかに出展展示キットの損傷等がないか甲乙の立会いのもと確認を行い、速やかに会場から撤去する。

（所掌）

第7条 サテライトセンターの実施に係る事務は、危機情報課（静岡県地震防災センター）が所管する。

- 2 各会場で行う事業内容に係る市町の意向調査やサテライトセンターの運営については、各地域局が支援する。

（個人情報の取扱い）

第8条 甲、乙及び地域局は、サテライトセンターの実施に当たり取得した個人情報に

については、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

また、サテライトセンター開設以外の目的のために、自ら利用し、又は提供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に記載のない事項については、甲乙が協議の上決定する。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

